

# 療養介護に係る報酬・基準について 論点等

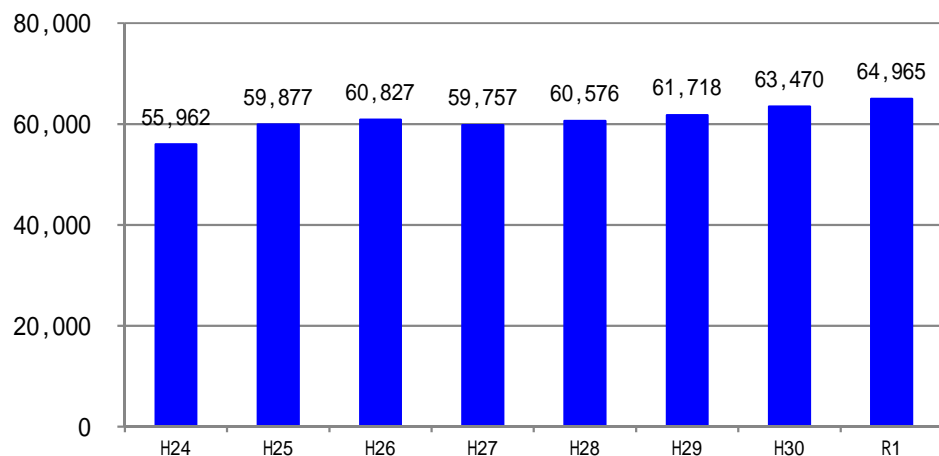
# 療養介護の現状

## 【療養介護の現状】

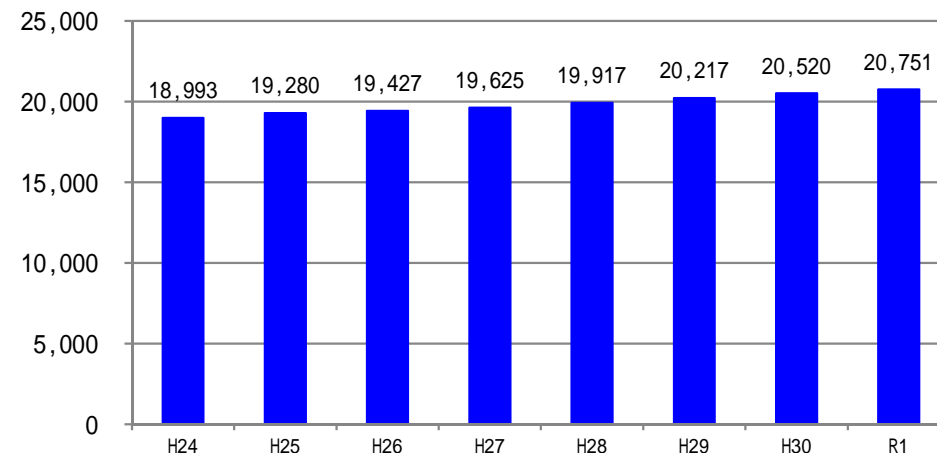
令和元年度の費用額は約650億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の2.4%を占める。

総費用額は微増傾向である。利用者数及び事業所数は、ほぼ横ばいである。

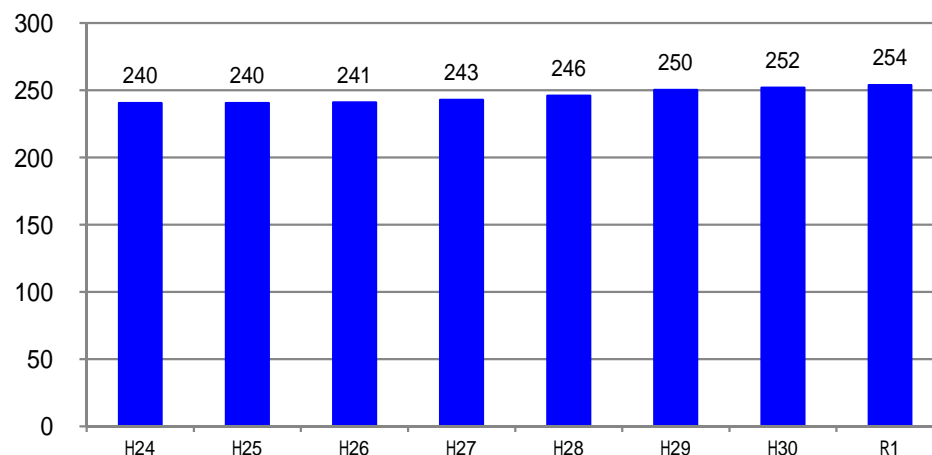
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



# 関係団体ヒアリングにおける主な意見

## 療養介護

No	意見等の内容	団体名
1	病棟の人員配置基準を見直し、看護師・療法士・療養介助員・指導員等、全職種職員の労働環境を整えることにより、入所者が安心して人間らしい療養生活が送れるようにすべき。	日本筋ジストロフィー協会
2	療養介護病棟はセーフティネットとしての位置づけで、地域からの受入を可能にし、既存の入所者へ一律に地域移行へと圧力を強めるのは避け、患者の適性と心身の状況に合わせて、病棟での療養生活が維持継続できるよう、個別に適した支援を行うべき。	日本筋ジストロフィー協会
3	無理のない地域移行が実現できるよう、地域移行に関わる一連の支援を体系化し、病棟職員の業務として算定、評価すべき。	日本筋ジストロフィー協会
4	人員配置体制加算（療養介護）について、今後も継続するとともに、充実すべき。	国立病院機構
5	18歳以上の強度行動障害を伴う障害者が新たに療養介護による支援が必要と判断される場合には、地域の実情に応じて、引き続き、自治体の判断により支援を受けられるようにすべき。	国立病院機構
6	本来であれば、強度行動障害者に特化した新たな専門利用施設体系の確保が必要と考えるが、当面、療養介護の対象に強度行動障害者を明記し、新規の強度行動障害者が入所を希望した場合、実施主体から療養介護の支給決定が受けられるよう経過的措置を設けるべき。	全国重症心身障害児(者)を守る会

# 療養介護

## 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者  
筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者  
筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者

平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

## サービス内容

病院等への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

## 主な人員配置

サービス管理責任者

生活支援員 等 4:1~2:1以上

## 報酬単価（令和元年10月～）

### 基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定(定員40人以下の場合)

療養介護サービス費

546単位(4:1)～948単位(2:1) 経過措置利用者等については6:1を設定

平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設等に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者については、経過的なサービス費の適用有り  
医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

### 主な加算

#### 地域移行加算(500単位)

利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

## 事業所数

254 (国保連令和 2年 4月実績)

## 利用者数

20,937 (国保連令和 2年 4月実績)3

# 療養介護に係る報酬・基準について

## 療養介護に係る論点

論点 療養介護の対象者要件の明文化について

# 【論点】療養介護の対象者要件の明文化について（1）

## 現状・課題

療養介護の対象者は、障害者総合支援法及び同法施行規則において「機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。」と規定されている。

報酬告示上では、療養介護の報酬（療養介護サービス費 ～）を算定できる対象として、以下の3類型が定められている。

- （1）筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているものであって、障害支援区分が区分6の者
- （2）筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上の者
- （3）平成24年3月31日において改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児入所施設に入所した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する（1）及び（2）以外の者

また、療養介護の報酬（療養介護サービス費）を算定できる対象として、次に該当する者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までにいずれも該当しない者（経過措置利用者）が定められている。

ア 平成18年9月30日において改正前の知的障害児施設等（知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、指定医療機関）に入所・入院していた者であって、同年10月1日以降、継続して療養介護を利用する者、又は知的障害児施設等を退所・退院した後に療養介護を利用する者。

イ 平成24年3月31日に知的障害児施設等に入所・入院していた者のうち、同年4月1日以降、継続して療養介護を利用する者、又は障害児入所施設等を退所・退院した後に療養介護を利用する者。

一方、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害がある者等、上記の療養介護の対象に該当しないものの、障害者支援施設での受け入れが困難な者が現実に生じており、そうした者に療養介護を提供しなければ福祉を損なう状況にある場合は、上記の報酬の算定対象者には該当しないものの、運用上、算定対象として個別判断で認めてきた例がある。

# 【論点】療養介護の対象者要件の明文化について（２）

## 論 点

医療的ケアが必要で強度行動障害を有する者など障害者支援施設での受け入れが困難な者について、運用上、個別判断で算定対象とした例がある経緯も踏まえ、療養介護の対象者を改めて明文化することについてどう考えるか。

## 検討の方向性

療養介護の対象者は、障害者総合支援法及び同法施行規則において「機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。」と規定されていることを踏まえ、5ページに記載の（１）（＝人工呼吸器装着・区分６）及び（２）（＝筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者・区分５以上）に準ずる者（例：高度な医学的管理が必要である者であって、強度行動障害や遷延性意識障害等により常時介護を要する者）についても対象として明文化してはどうか。

療養介護の対象者の要件は、医療型短期入所において準用されているため、あわせて検討してはどうか。

# 療養介護の規定（１）

## 障害者総合支援法第5条第6項

6 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

## 障害者総合支援法施行規則第2条の2

第二条の二 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。

## 報酬単価

利用定員	イ 療養介護サービス費					ロ 経過的療養介護サービス費
	(1) 療養介護サービス費 ( )	(2) 療養介護サービス費 ( )	(3) 療養介護サービス費 ( )	(4) 療養介護サービス費 ( )	(5) 療養介護サービス費 ( )	(1) 療養介護サービス費 ( )
40人以下	948単位	690単位	546単位	437単位	437単位	886単位
41人以上60人以下	922単位	655単位	517単位	401単位	401単位	886単位
61人以上80人以下	875単位	608単位	488単位	374単位	374単位	857単位
81人以上	838単位	578単位	466単位	354単位	354単位	823単位



# 療養介護の規定（２）

## 報酬告示【平成18年厚生労働省告示第523号 別表 第5 療養介護】

### 1 療養介護サービス費

注1 イの（１）から（４）までについては、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

（１）区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているものであること。

（２）区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下、同じ。）以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下、「重症心身障害者」という。）であること。

（３）平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下、同じ。）を利用するものであること。

2 イの（５）について、別に厚生労働大臣が定める者<sup>1</sup>であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。

1 厚生労働大臣が定める者（平18厚労告556・第1号）

次のイ又はロに該当する者

イ 平成18年9月30日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「旧児童福祉法」という。）第42条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年10月1日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して1以上の他の指定療養介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者。

ロ 平成24年3月31日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年4月1日以降当該知的障害児施設等であった児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して1以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であった同条に規定する障害児入所施設若しくは当該指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

# 大島分類別人数

医療型障害児入所施設（肢体・重症心身障害：0歳～18歳）  
における大島分類別人数

21	22	23	24	25	(IQ)
18	30	34	29	13	80
20	13	14	15	16	70
7	16	30	27	4	50
19	12	7	8	9	35
9	35	37	48	28	20
18	11	6	3	4	
13	32	47	98	89	
17	10	5	2	1	
11	55	77	247	1926	
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	

(移動機能)

行動上の支援が必要な場合があると考えられるが、18歳以降療養介護の対象とはならない。

療養介護利用中の大島分類別人数

21	22	23	24	25	(IQ)
0	0	3	11	95	80
20	13	14	15	16	70
4	7	15	39	83	50
19	12	7	8	9	35
3	28	61	131	204	20
18	11	6	3	4	
70	102	213	479	702	
17	10	5	2	1	
343	700	1047	2524	7199	
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	

(移動機能)